

# 前回の検証委員会におけるご意見を 踏まえた確認結果について

〔前回の検証委員会におけるご意見〕

- 1 時代にそぐわず、事業者として経営の足かせとなっているようなガイドライン等及びその内容
- 2 ガイドライン等で整備されていないことで問題となっている実態や整備が必要な内容
- 3 電取委の監視コストと事業者側のコストを効率化していくためのDX化に関する提案

2024年4月16日  
電気事業連合会

1 時代にそぐわず、事業者として経営の足かせとなっているようなガイドライン等及びその内容

ガイドライン名等	内 容	理由・背景	備 考
<p>みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領 －第2章 「原価等の算定」に関する審査</p>	<p>実際に発生し合理性を有する費用の原価算入 〔消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）、人件費等〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の審議会においても、規制料金が安価な水準に据え置かれることで競争上の問題が生じていることが言及されている</li> <li>・競争上の問題解決に向け、合理的な理由のあるコストについては適切に規制料金に反映されるよう審査要領を見直すことが必要</li> </ul>	<p>—</p>
<p>電力の小売営業に関する指針 －6.3 「契約締結後の書面交付義務」</p>	<p>契約締結後の書面交付の廃止 〔契約期間更新時や至近のレベニューキャップ影響等の自由料金の改定時〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さま自身の申込みによるものではなく、「契約締結前の書面と同様の内容が記載された書面が届き紛らわしい」との苦言を呈されることが少なくない</li> <li>・紙による書面交付を実施している場合、書面交付の廃止により、作成・発送のコスト削減に繋がる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間更新時の契約締結後の交付書面には、供給地点特定番号や契約日、更新後の契約期間等の固有の記載事項があるため、契約締結前の交付書面に記載する等の対応が必要</li> </ul>

1 時代にそぐわず、事業者として経営の足かせとなっているようなガイドライン等及びその内容

ガイドライン名等	内 容	理由・背景	備 考
<p>適正な電力取引 についての指針 － 2（3）ア③ 「スポット市場に おける売り札」</p>	<p>「余剰電力全量の限 界費用に基づく価格に よるスポット市場への売 り入札」における限界 費用の扱い見直し 〔燃料転売リスクの考 慮〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記限界費用の考え方につ いて、例えば、余剰燃料の転 売リスクを織込み可能とするこ とで、発電事業者が燃料を厚 めに確保するインセンティブが 高まり、安定供給に寄与する のではないか</li> </ul>	<p>—</p>
<p>電力スポット市場 等の価格高騰時 における大手電力 事業者に対する 監視及び情報公 開の対応について</p>	<p>運用状況等を踏まえた 監視・公表の仕組みの 見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該仕組み（備考参照） は、2020年度冬季の電力 需給ひっ迫・市場価格高騰を 契機に設定</li> <li>・設定時に、運用状況を踏ま えて随時見直しを検討するこ ととされており、貴委員会・事 業者双方の監視の効率化の 観点から見直すことは考えら れないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「電力スポット市場におけるコ マ毎のシステムプライス、エリ アプライス、時間前市場にお けるコマ毎平均価格のいず れか」が、「30 円以上」と なった場合、監視等委で各 社の売り入札の確認および 需要見積もり・実績データの 公表が行われている</li> </ul>

2 ガイドライン等で整備されていないことで問題となっている実態や整備が必要な内容

内 容	理由・背景
<p>料金審査における効率化努力の審査方法の明記</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率化努力の審査にあたっては、審査要領上（第3章 効率化努力目標額の算定等）はヤードスティック査定による相対比較を行うとしている中で、2023年の料金審査では、新たな仕組みとして効率化係数による相対比較が設けられ、解釈によりヤードスティック査定と効率化係数の使い分けが行われた認識</li> <li>・解釈により毎回の審査で査定方法が変わることは、事業者にとって値上げや事業の予見性を損なうと考えられる</li> </ul>

3 電取委の監視コストと事業者側のコストを効率化していくためのDX化に関する提案

内 容	提 案
<p>電気事業監査方法の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業法に基づく電気事業監査について、現在は実地による監査が基本となっているところ、Webで対応可能なものはWeb実施としてはどうか</li> <li>＜Web化により期待される効果＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電取委・事業者双方の移動コスト削減</li> <li>✓ 監査対応に係る事業者側の事務コスト（資料印刷等）削減</li> </ul> </li> </ul>